不法投棄のないまちづくりを目指して

やちよごみマップ

不法投棄のないまちづくりを目指して… 1

八千代市の不法投棄状況…… 3

コミュニティ地区別の不法投棄状況…… 5

投棄現場の状況…… 7

市民調査員の声…… 9

ごみの Q&A ……10

不法投棄のないまちづくりを目指して

平成14年10月1日より「八千代市不法投棄防止条例」が施行されました。

この条例は、不法投棄のないまちをつくろうと八千代市議会議員の発議により、県内で初めて制定されたものです。市民と事業者、行政が一体となって、不法投棄の早期発見と防止に取り組んでいくことをねらいとしています。

「やちよごみマップ」はこの条例の趣旨を実現するための基礎資料となるよう、市内で不法投棄された廃棄物の場所、量、内容の実態を詳しく調査し、データベース化するとともに、この冊子で概要がわかるようにいたしました。

この冊子の情報と調査の詳細データを使い、皆さんと一緒に不法投棄問題を解決して行きたいと思います。

不法投棄の現状

平成12年度の全国の不法投棄件数は1,027件ですが、表面化していない不法投棄の実態を考慮すると問題ははるかに深刻です。

千葉県は全国でも最も不法投棄量が多く、平成12年に新たに発見された不法投棄現場での投棄量は、121,404トンに上っています(環境省資料)。これは、同年の全国投棄量403,274トンの30%を占めており、異常な状況です。

千葉県に投棄が多い理由として、以下の三つが想定されています。

① 首都圏に位置し、交通条件がよいため廃棄物の運搬が容易であること。

② 丘陵地や谷津が多く、農地・山林が遊休化し土砂採取地があること。

③ 従来から自社の最終処分場が多数設置されていること。

また、大量の不法投棄が行われると、以下のことが懸念されます。

① 土壌や河川、地下水などの環境汚染

② 廃棄物の流失や崩落ちによる隣接地や住居等への危険

③ 消火が困難な火災の発生

④ トラック等の往来による交通問題や騒音問題

今回の市民による調査で、381か所の不法投棄地点が確認されました。その内、市で把握している常習現場は37か所あります。以前と比較すると、少量ずつ分散して投棄されるという傾向が見られ、今後、不法投棄件数は更に増加することが予想されます。〈P.9 グラフ3参照〉

不法投棄をなくすための市の対策

■不法投棄防止条例の制定

今回施行される条例は次の三つが柱となっています。

❶市民による監視体制

市民全員が不法投棄に対して監視の目を向けていくよう、その内容が明記されました。不法投棄現場や投棄された物を見つけたときは、クリーン推進課へ連絡をお願いします。情報提供者に対する報償制度も制定されています。

❷不法投棄現場への立入調査権

不法投棄された土地や建物に入り、調査する権利が市長に付与されました。これによって、市長が指定した職員は、立入調査員証を携帯し、投棄された物の調査などが行えるようになりました。

❸不法投棄の原状回復命令

不法投棄した者に対し、市長が土地や建物の原状回復を命令できるようになりました。この命令に従わなかった場合、5万円以下の過料が科せられます。

■不法投棄監視装置の設置

不法投棄常習場所に監視カメラを設置しています。
このカメラにはセンサーが取り付けられており、異常があると携帯電話回線により随時、現場の画像が市役所にあるパソコンに送られて保存されます。夜間は赤外線式撮影に自動で切り替わるので、24時間監視が可能です。

■不法投棄パトロール車の配置

日常的なパトロールだけでなく、不法投棄の通報を受けた後に素早く対応するため、悪路でも走行可能なパトロール車を配置しました。

■不法投棄連絡員の委嘱

市民公募方式で連絡員を募集し、市内全域の不法投棄の早期発見、市と市民との連絡体制強化を目的に委嘱しています。

■不法投棄禁止看板の設置

不法投棄常習場所や不法投棄が行われやすい場所に不法投棄禁止看板を設置しています。

■ポイ捨て防止条例の制定

市内の環境美化を目的に、平成10年7月1日に「八千代市ポイ捨て防止に関する条例」が施行されました。

■「やちよごみマップ」の作成

今後、放置された廃棄物の撤去を一層進めるため、また放置ごみに対する市民の方々の意識を高めていただけるよう、八千代市内の不法投棄の現状がよくわかる「やちよごみマップ」を作成することにしました。

市内の自然環境に関する活動をしている市民団体であるNPO法人八千代オイコスに作成を依頼するとともに、一般市民からも協力を得、約40名の市民調査員を組織しました。

このごみマップ作成事業は市民と行政とが一体となりパートナーシップの共同事業として行いました。また、この事業にNPO法人が参画したことは八千代市では初めての試みです。

各調査員は2人一組になり、八千代市を28分割した詳細な地図を手に、割り当てられた地域をくまなく歩きまわり、地図に投棄場所をマークするとともに「ごみマップ調査票」にデータを記入し、現場写真を貼付しました。本書は、これをもとに作成しました。

調査票をもとに投棄箇所ごとに下記のように色分けシールを貼付しました。

- Aランク(緑)……軽トラック1台(約500kg)以内程度のごみ
- Bランク(青)……大型ダンプ1台(約5t)以内程度のごみ又は放置自動車1台
- Cランク(赤)……大型ダンプ2台(約10t)以上のごみ又は放置自動車2台以上

調査結果

不法投棄か所数	381か所	
Aランク	236か所	62%
Bランク	106か所	28%
Cランク	39か所	10%

八千代市の不法投棄状況

（ごみの種類別及び投棄現場数集計）

八千代市は、おおむね東葉高速鉄道周辺を境として北部(地図番号1～16)は、農業地域や工業地域、南部(地図番号17～28)は住宅を中心とする市街地となっていることがわかります。今回の調査では、八千代市を右図のように28分割して調査しました。

その結果、北部地域の不法投棄は調査地点381か所中、244か所で64％を占めます。不法投棄は大規模なものばかり注目されてきたようですが、調査の結果、小規模なものも多く、少量ずつ分散して投棄される傾向が見られます。

大量投棄は、車で入りやすく、人目につきにくい所で行われているようです。畑の周辺は、農家の方の目が届いているからか、意外と投棄現場はありません。

南部にも大規模な投棄現場が９か所ありますが、市街化地域でなく市境の人目につきにくい所に集中しています。

<表1> 調査票集計

ごみの種類別の不法投棄か所数

地図番号	現場数	自動車	リサイクル家電	建設廃棄物類	家庭ごみ類	その他
1	11	1	4	12	6	11
2	8	2	3	4	3	6
4	4	0	1	1	4	5
5	57	4	6	50	22	70
6	10	0	5	7	10	12
7	3	0	0	0	1	3
8	1	0	0	1	0	1
9	11	0	3	6	10	10
10	32	8	6	19	9	39
11	19	1	9	20	5	24
12	7	0	3	2	4	9
13	21	3	8	14	12	11
14	25	4	17	19	14	35
15	21	1	7	23	20	30
16	14	6	1	1	3	9
17	6	2	0	3	0	4
18	17	4	3	27	17	26
19	7	1	2	6	3	8
20	49	7	3	8	8	47
21	2	1	0	0	0	1
23	6	3	0	1	2	11
24	18	9	4	18	8	22
25	10	0	1	10	4	12
26	10	0	1	6	2	14
27	3	1	1	2	2	5
28	9	0	6	20	6	15
合計	381	58	94	280	175	440

ごみマップ調査票集計明細

自動車	リサイクル家電				建設廃棄物類					家庭ごみ類		その他			
	テレビ	洗濯機	冷蔵庫	エアコン	建設廃棄物	廃プラスチック	廃ドラム缶	金属くず	畳	家庭ごみ	ふとん	その他家電	自転車	廃タイヤ	その他
1	1	1	2	0	3	3	2	4	0	6	0	2	2	3	4
2	0	2	0	1	3	1	0	0	0	3	0	1	1	1	3
0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0	2	1	0	2
4	3	2	0	1	19	3	10	18	0	20	2	10	7	9	44
0	3	0	0	2	1	1	0	4	1	7	3	4	2	3	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	1	1	0	1	0	3	2	1	0	10	0	2	6	0	2
8	4	2	0	0	4	6	1	8	0	7	2	9	1	4	25
1	2	1	4	2	9	2	3	6	0	2	3	5	1	4	14
0	0	1	1	1	2	0	0	0	0	4	0	1	1	1	6
3	2	4	2	0	7	4	2	1	0	10	2	3	2	3	3
4	6	2	6	3	6	4	4	4	1	11	3	8	3	6	18
1	4	3	0	0	13	7	2	1	0	18	2	7	4	7	12
6	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3	0	2	4	1	2
2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	2
4	1	1	0	1	5	10	1	10	1	14	3	3	7	4	12
1	2	0	0	0	2	2	1	1	0	2	1	0	3	2	3
7	2	0	1	0	3	0	3	2	0	4	4	6	11	10	20
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2	3	2	4
9	1	1	1	1	4	5	2	7	0	5	3	4	5	3	10
0	0	0	1	0	0	5	0	5	0	4	0	2	4	2	4
0	1	0	0	0	3	0	0	3	0	2	0	1	6	0	7
1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2	0	1	1	0	3
0	2	1	1	2	5	7	1	6	1	5	1	5	4	2	4
58	36	23	20	15	91	67	35	83	4	146	29	81	80	68	211

種類別メッシュごみマップ

凡例

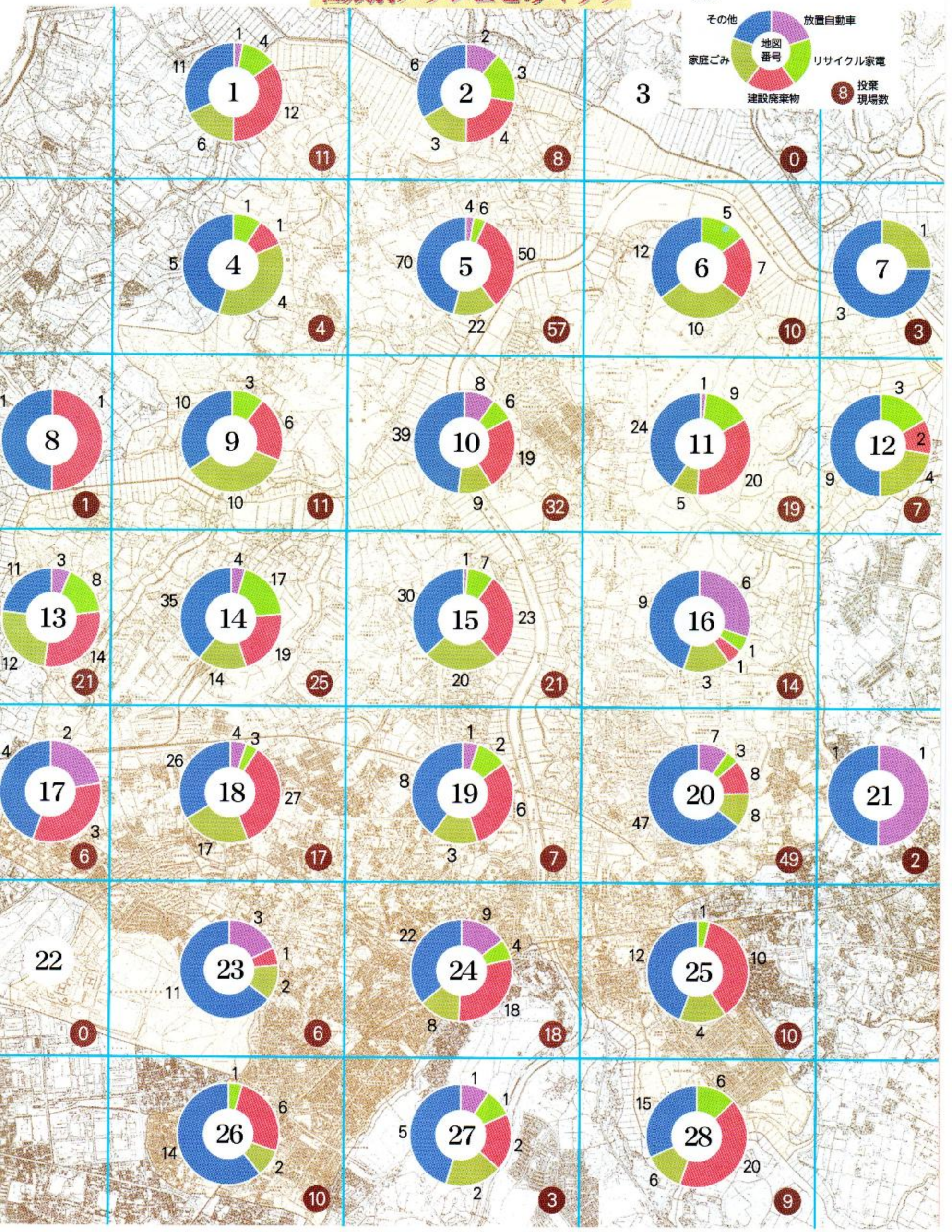

コミュニティ地区別の不法投棄状況

(投棄か所数・ごみの種類別・ごみの規模別集計)

八千代市のコミュニティ地区が6ページの地図のように７地区に分けられています。それぞれのコミュニティ地区ごとのデータをごみの種類別に集計した結果が<表2>です。また、ごみの規模別(ABCランク)に集計したものを6ページの地図上に示します。

<表２> ごみの種類別集計

		自動車		リサイクル家電				その他の主な投棄物の投棄か所数									
コミュニティ地区	投棄か所数	投棄か所数	台数	テレビ	洗濯機	冷蔵庫	エアコン	その他家電	自転車	ふとん	畳	廃タイヤ	建設廃棄物	廃プラスチック	廃ドラム缶	金属くず	家庭ごみ
睦	125	12	16	9	10	8	5	21	19	5	1	17	37	19	14	20	53
阿蘇	81	10	48	10	6	5	5	24	10	9	1	16	16	8	8	22	29
村上	84	17	20	7	1	1	0	14	20	6	0	15	13	9	6	8	19
大和田	21	5	16	2	2	0	1	3	9	5	1	6	6	9	3	9	10
高津･緑が丘	34	8	10	5	2	2	1	9	8	2	0	9	9	8	3	8	20
八千代台	21	6	17	1	1	2	1	4	8	1	0	1	5	4	0	8	8
勝田台	15	0	0	2	1	2	2	6	6	1	1	4	5	10	1	8	7
合計	381	58	127	36	23	20	15	81	80	29	4	68	91	67	35	83	146

コミュニティ地区別ごみの投棄か所を見ると、**睦、阿蘇、村上地区**で290か所あり、全体の76%を占めています。また、この３地区で大規模地点(Cランク)が32か所で全体の80%を占めています。ごみの種類別に見ても、放置自動車から家庭ごみまで、70%以上がこの３地区に集中しています。**大和田、八千代台、勝田台、高津・緑が丘地区**は、比較的投棄現場が少ないのですが**高津・緑が丘地区**は、Bランクが17か所と比較的多く見られました。

<グラフ 1> コミュニティ地区別投棄か所の割合

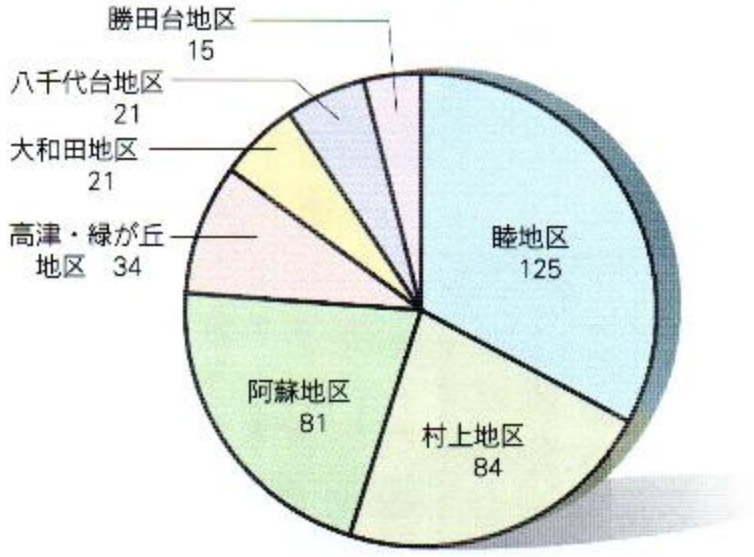

コミュニティ地区別ごみマップ

(ごみのランク別集計)

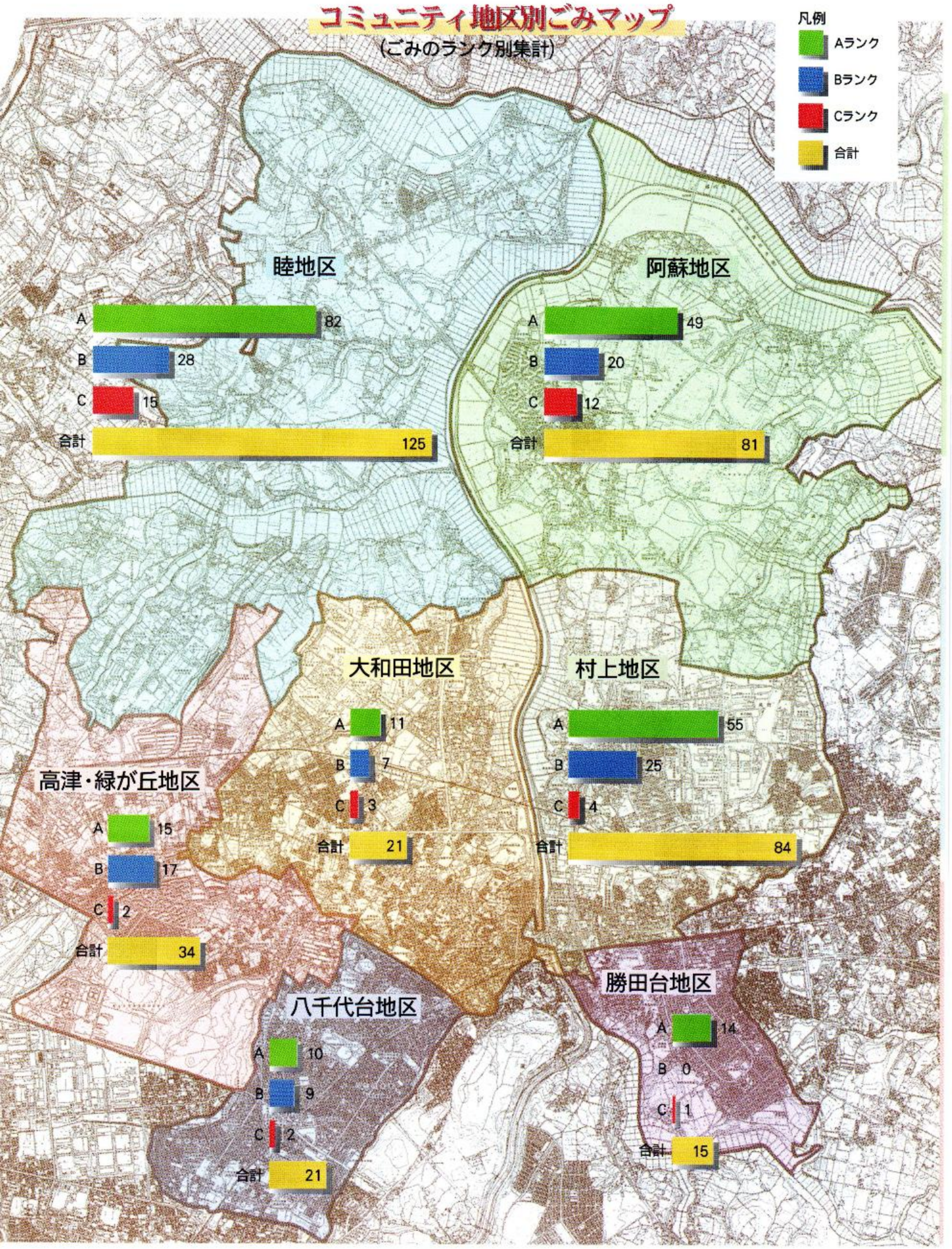

投棄現場の状況

Aランク

Bランク

Cランク

●Aランク……軽トラック１台(約500kg)以内程度のごみ…… 236か所
●Bランク……大型ダンプ１台(約５t)以内程度のごみ又は放置自動車１台……106か所
●Cランク……大型ダンプ２台(約10t)以上のごみ又は放置自動車２台以上…… 39か所

市民調査員の声

ポイ捨てが誘引となって、大きなごみになるように感じました。小さなごみも捨ててはいけないという意識を強く持ちました。

北部地域は不法投棄が多いといわれますが、開放性がある畑、見晴らしがよい所はごみが少ないです。農家の目が届き、日常整理整頓されている集落にごみはなかったです。

一旦少しでもごみが捨てられ、放置されると、そこは捨てられやすい場所となりそうです。人目の付きにくいところ、暗いところが捨てられやすいようです。

警告看板のあるところにわざと捨てるモラルのない人がいます。新川沿いはポイ捨てより、わざわざ捨てに来たごみが多いようです。

フェンスのある森にごみはありません。フェンスがあるだけで捨てにくいようです。市街地の空き地でも草が刈られ、柵のあるところはきれいでした。

不法投棄に対する法律をもっと厳しくすべきです。この度の不法投棄防止条例が徹底し、抑止力が増すことを期待します。

大規模なところは、あらゆる種類のごみがあり、警告看板は倒され、隠そうとせず無造作に捨てられています。冷蔵庫とテレビが多く、家電リサイクル法逃れが多いようです。

市街地の不法投棄は放置自転車が多く、放置自動車も目に付きます。ごみのない住宅地の人に話を聞くと、住民がそれぞれにきれいにするよう心がけているとのことでした。

市が撤去した後に、また捨てられるという繰り返しの常習現場がありましたが、これこそ税金の無駄遣いです。

不法投棄ごみデータ

<グラフ 2> 平成12年度の関東地方道県別不法投棄量・件数

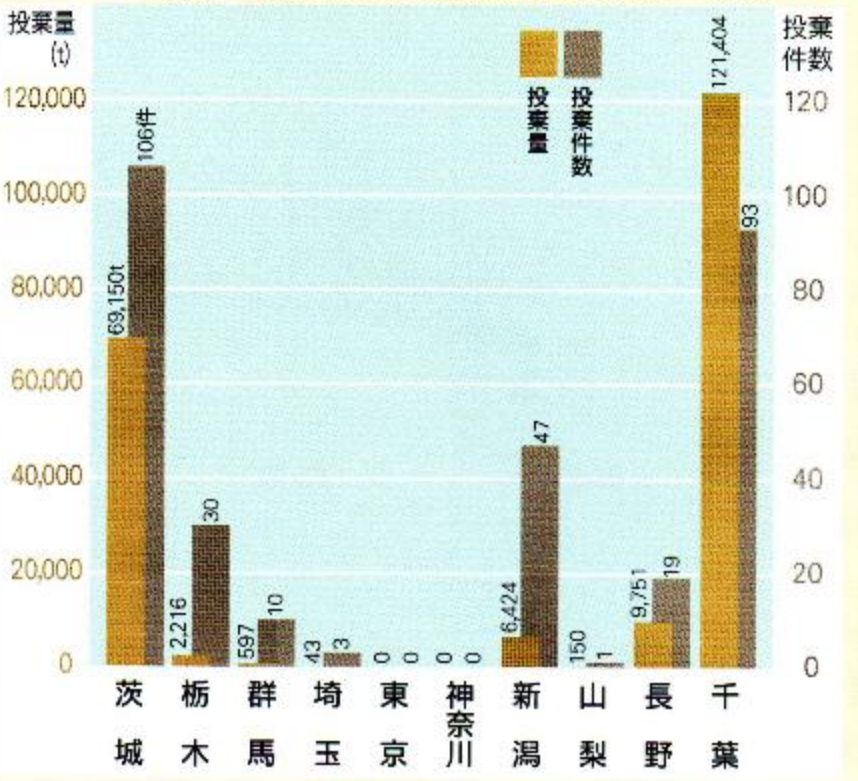

※環境省資料より：10t未満の投棄については、除外

<グラフ 3> 八千代市の不法投棄撤去件数と撤去処理量

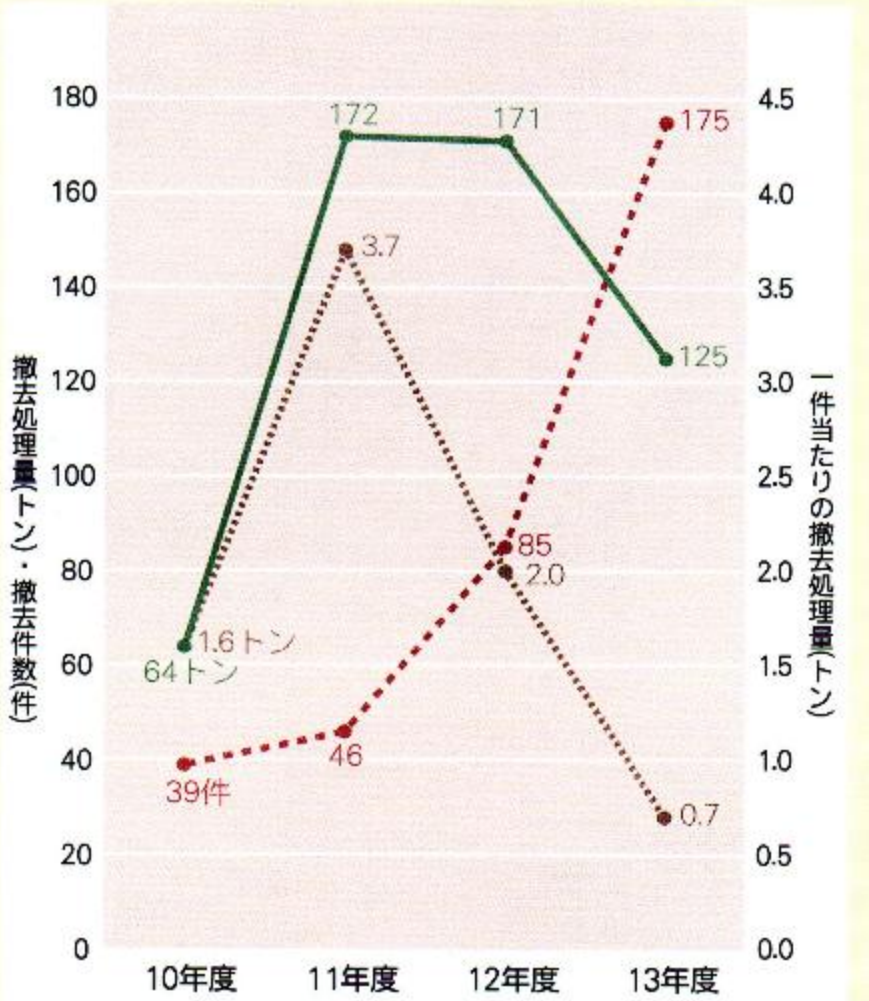

不法投棄防止の監視の目が光っているまち 八千代

Q 不法投棄って何？

A 家庭や事業所などから出るごみは、種類によって処理基準が定められています。「不法投棄」とは量の多少に関係なく、基準に従わない処理をしたもので、適当な処理の意思のないまま、道路や山林にごみを放置することなどをいいます。

Q 不法投棄に対する罰則は？

A 国の法律でも非常に重い罰が科せられます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とされています。

Q 千葉県の不法投棄量は？

A 千葉県の不法投棄量は全国一です。12年度の県内の不法投棄量は121,404トンで、全国の30%を占める量です。県内に不法投棄が多い理由としては、❶首都圏にあり、交通の便が良いため廃棄物の運搬がしやすいこと ❷人の出入りのない農地や山林が多く、土砂採取跡地もあることなどが挙げられます。

Q 市内の不法投棄は何か所あるの？

A 今回の市民調査で、381か所の不法投棄現場を確認しました。3ページ以降の調査結果をご覧下さい。大規模な投棄現場は40か所(北部で31か所)ありますが、小規模の所が236か所で3分の2を占めています。

ごみのQ&A

Q 不法投棄ごみの撤去はどう進めるの？

A 不法投棄の撤去は、❶捨てた人が撤去する ❷捨てられた土地の所有者が撤去することが原則です。しかし、捨てた人を特定するのは容易でなく、また私有地の場合、所有者が協力的でないと行政も手の出しようがありませんでした。そこで八千代市では、県内で初めて「不法投棄防止条例」を制定し、市民と事業者の皆さんの協力を得ながら、不法投棄を厳しく取り締まり、早めの防止対策を立てられるようにしました。年々不法投棄件数が増えていますので、皆さんの監視の目と協力が必要です。

Q 不法投棄されないためには？

A 主要な道路から外れ、車が入りやすく、人目につきにくい林の中や雑草が伸びて見通しの悪い道路わきなどが不法投棄されやすい場所として挙げられます。そういった場所にはフェンスなどを設置し、不法投棄防止に努めましょう。また、雑草なども伸び放題にせず、小さなごみが捨てられた場合もすぐに清掃し、ごみのない状態にしておくことが大切です。また、市民と行政が一体となって「市民の監視の目が光っているまち」を定着させることです。

市内全域「ポイ捨て」禁止です。

市内の環境美化を目的に、平成10年7月1日 「八千代市ポイ捨て防止に関する条例」が施行されました。この条例では市のシンボルである新川周辺を環境美化重点区域に指定しています。

皆さんも新川周辺などにお出かけの際は、ごみの持ち帰りにご協力をお願いします。何気なく置いた小さなごみが大量の不法投棄を招く原因になりかねません。皆さんのちょっとした心掛けが、地域の環境美化につながります。

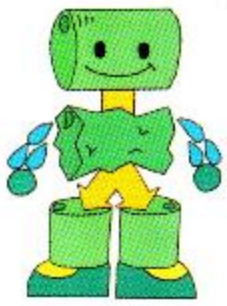

再くるくん

不法投棄を見つけたら……
クリーン推進課へお電話を　☎047-483-1151

編集後記（NPO法人 八千代オイコス）

ごみマップ作成の調査票を作って下さった市民調査員の多くの方が、小さなごみが多くのごみを招くと感想を述べられていました。農業地域でも市街地でも、いつもきれいにして、ごみはお断りの姿勢を示しているところは、外からごみを捨てに来られないことがわかりました。

また、八千代市内で『ポイ捨ては、緑の街には似合わない』という標語を見かけました。この言葉を市民全員が共有できれば、不法投棄ゼロの八千代市が実現すると感じました。

八千代市

やちよごみマップ

編集・発行　八千代市経済環境部クリーン推進課
〒276-8501　八千代市大和田新田312-5
☎047-483-1151
2002(平成14)年10月

本書は再生紙を使用しています。